

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當り
たるときは、
その翌日)

◇告 示

昭和四十六年鳥取県家計調査要綱

目 次

- 保険医療機関の指定
- 保険医の登録
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 種畜証明書を交付した旨の通報
- 保安林の指定の解除
- 解除予定の保安林
- 森林法第八十九条の規定による告示
- 土地区画整理法による土地の立入り
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

告 示

鳥取県告示第五百三十八号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、

昭和四十六年鳥取県家計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年鳥取県家計調査要綱

一 調査の目的

この調査は、昭和四十六年の本県における農家、林家及び漁家以外の世帯の家計収支の実態をとらえ、県民所得の推計及び諸種の施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、本県における農家、林家及び漁家以外の世帯のうち、別に定める抽出方法によつて選定した市町村の二百五十二世帯について行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- 1 勤労者世帯については、家計上の収支に関する事項
- 2 勤労者世帯以外の世帯については、家計上の支出に関する事項
- 3 世帯員及び住居に関する事項

四 調査の期間

昭和四十六年九月一日から十月三十一日までの二箇月間とする。

五 調査の方法

この調査は、知事が市町村長に委託して行なうものとし、三の調査事項中1及び2は被調査世帯が所定の家計簿に記入する方法で、3は調査員が被調査世帯に対して質問し、その結果を世帯票又は準調査世帯票に

記入する方法で行なう。

六 調査に係る曾類の提出期限及び提出先

次に定めるところにより、市町村長を経由して知事に提出すること。

1 家計簿 調査した月の翌月十五日まで

2 世帯票 二部のうち一部は十月十五日まで、一部(調査員用)は調査終了後の所定の日まで

3 準調査世帯票 十月十五日まで。

七 結果の公表

この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」により公表する。

鳥取県告示第五百三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指 定 年 月 日
早瀬医院	鳥取市川端五丁目一〇六	内科、循環器科、胃腸科	早瀬 啓	昭和四十六年六月十五日

鳥取県告示第五百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指 定 年 月 日
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	内科、消化器科、循環器科	福田源次郎	昭和四十六年五月十五日
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一〇九	内科	竹田 達夫	" 十六日
竹内 医院	気高郡気高町浜村字西浜七八三	内科、放射線科	竹内 慎二	" 十五日
佐古診療所	西伯郡大山町八末永二四三の八	外科、胃腸科、肛門科、内科	佐古堅太郎	" 一日

鳥取県告示第五百四十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
早瀬 啓	鳥取市川端五丁目一〇六	鳥医第一、六〇〇号	昭和四十六年六月十五日

鳥取県告示第五百四十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十六年五月三十一日	稲 田 医 院	西伯郡西伯町法勝寺
昭和四十六年四月二十日	池 本 医 院	東伯郡赤碕町赤碕

鳥取県告示第五百四十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種番証明書を次のとおり交付した旨の通報があつたので、同法第八条第二項の規定により告示する。
昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種番証明書 番号 名前 品種 生年月日 産地 血統 級別 飼養者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称

第 昭 四 六 鳥 取 県 第 一 号	氣 高	黒毛和種	三四・五・二〇	氣高郡氣高町	豊	父 参	母 たけもと	一級	鳥取市国安
第 二 号	第五氣高	"	四一・五・二〇	"	氣	父 高	母 やました	二級	鳥取県種畜場鳥取分場
第 三 号	第六十六栄光	"	四一・七・五	西伯郡日吉津村	第二十二栄光	父 さい	母 いか	"	"
第 四 号	野 雪 六	"	四一・二・一六	東伯郡赤碕町	野村十一	父 あさゆき	母 " "	"	"
第 五 号	裕 星	"	四二・八・二	日野郡日南町	裕 豊	父 あ	母 おば	"	"
第 六 号	福 氣 高	"	四二・二・一〇	岩美郡岩美町	第二氣高	父 み	母 のり二	"	"
第 七 号	昌 武	"	四四・三・三〇	日野郡江府町	裕 昌	父 第一うらく	母 " "	三級	"
第 八 号	第六三ウイスクンシン アリダスター	ホルスタイン種	四〇・一・一三	岩手県岩手郡	第六ウオーカー ペルリーガル	父 カ	母 ジエマイマ アフ	二級	"

第 二 五 号	第 二 四 号	第 二 三 号	第 二 二 号	第 二 一 号	第 二 〇 号	第 一 九 号	第 一 八 号	第 一 七 号	第 一 六 号	第 一 五 号	第 一 四 号	第 一 三 号	第 一 二 号	第 一 一 号	第 一 〇 号	第 九 号
初光	吉徳	松気高	吉鹿	増尾照一	八頭	保幸	小林	第一五気高	下田	大幸	栗田	安住	栄	六五NS太郎	ワンダーチャーマー コイワイ	ノリスサリ マスターボーイ
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	黒毛和種	日本ザーネ ン種	"	"
四二・六・一〇	四二・九・五	四三・五・二三	四三・一〇・一三	四四・五・二五	四四・八・八	四四・一二・一	四四・一二・二五	四五・一・二	四五・一・一〇	四五・三・一	四五・五・六	四四・六・一二	四四・六・六	四三・四・一五	四二・一・二六	四〇・六・二二
" 江府町	日野郡日南町	倉吉市服部	日野郡日南町	倉吉市上大立	八頭郡家町	気高郡鹿野町	八頭郡八東町	"	河原町	" 船岡町	河原町	八頭郡智頭町	鳥取市矢矯	愛知県刈谷市	岩手県岩手郡	北海道空知郡
裕豊	吉光	第二気高	吉光	豊一	第一気高	裕星	"	気高	第二気高	気高	第五気高	第二気高	気高	六七NS清水	ロイパルク チャーマー	ホワイトパーチ パターボーイ
たから第二	たに二	さわしげみち	まんてん二	ますおもとてる	うめふみ	第三おくひかり	ふくとく	たにぐち六	のりよし	やすだ	第二むらちか	としえ	さかもと	ひろさわ	第二ワンダー	セジス スカイラーク
"	"	"	二級	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三級	"	"
東伯郡赤碕町	松別所	松福本	山三口	倉吉市上古川	福本	下山	上船岡町	国智頭町	西河原町	上船岡町	国本	八頭郡智頭町	岩美郡岩美町	徳島郡青谷町	"	"
稔	秋光	和昭	収	忠博	正一	薫	太郎	静隆	保	太郎	俊雄	四郎	重郎	弘年	"	"

第 四 二 号	第 四 一 号	第 四 〇 号	第 三 九 号	第 三 八 号	第 三 七 号	第 三 六 号	第 三 五 号	第 三 四 号	第 三 三 号	第 三 二 号	第 三 一 号	第 三 〇 号	第 二 九 号	第 二 八 号	第 二 七 号	第 二 六 号
福 光	第 七 豊 桑	春 霜	野 村 十 一	二七三 ミ ン ク ラ ラ オ ー デ ン ス ル ン ド 交 一 ニ	吉 正	藤 美 二	藤	山 川 三	伯 耆 宮 介	岡 崎	郷 広	郷 久	第 四 桑 光	豊 忠	吉 照	徳 文
"	"	"	黒 毛 和 種	ス 種 ラ ン ド レ ー	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四 三 ・ 八 ・ 一 九	四 〇 ・ 二 ・ 二 四	三 九 ・ 四 ・ 六	三 七 ・ 五 ・ 一 〇	四 一 ・ 一 〇 ・ 四	四 三 ・ 二 ・ 一 八	四 五 ・ 四 ・ 六	四 四 ・ 六 ・ 一 〇	四 四 ・ 八 ・ 二 一	四 四 ・ 一 一 ・ 一 五	四 五 ・ 二 ・ 一 五	四 〇 ・ 三 ・ 一 七	四 〇 ・ 七 ・ 二 二	四 二 ・ 三 ・ 二 五	四 二 ・ 四 ・ 一 〇	四 二 ・ 五 ・ 二 三	四 二 ・ 五 ・ 一
西 伯 郡 岸 本 町	広 島 県 比 婆 郡	日 野 郡 溝 口 町	岡 山 県 新 見 市	米 子 市 両 三 柳	溝 口 町	日 野 郡 日 南 町	福 本	三 明 寺	倉 吉 市 河 来 見	東 伯 町	三 朝 町	東 伯 郡 東 伯 町	岡 山 県 阿 哲 郡	東 伯 郡 関 金 町	西 伯 郡 大 山 町	東 伯 郡 大 栄 町
第 六 吉 花	第 五 力	第 三 三 東 豊	千 代 川	三 六 ク ラ ラ ピ ツ カ ー ア ン ユ ス テ ッ ド 交 一 ニ	吉 光	清 光	豊 一	第 二 気 高	伯 耆 氣 高	吉 徳	郷 力	花 郷	日 笠 三	第 三 三 東 豊	益 花	花 徳
ひ さ ば や し	第 二 六 く わ ば ら	か わ ま つ	の む ら 四	三 六 ク ラ ラ ピ ツ カ ー ア ン ユ ス テ ッ ド 交 一 ニ	ほ そ ひ め	ふ じ み	は つ め	こ だ に	第 三 み や くら	ま す お ふ く ず み	み や し た	た み 一	第 二 は な み つ	と く な か	こ は る	た み か わ も と
"	二 級	"	一 級	"	二 級	"	"	"	"	三 級	"	"	"	"	"	"
"	"	"	東 伯 郡 赤 碕 町	鳥 取 県 立 農 業 経 営 大 学 校	種 東 伯 町 鶴 一	東 伯 郡 大 栄 町 出 克 己	山 大 正 町 田 覚	"	"	倉 吉 市 上 古 川 戸 忠 博	河 関 金 町 木 節 夫	西 三 朝 町 村 節 夫	東 伯 郡 東 伯 町 尾 免	六 上 古 川 戸 忠 貞	倉 吉 市 越 殿 町	倉 吉 市 農 業 協 同 組 合

第〃 五八号	第〃 五七号	第〃 五六号	第〃 五五号	第〃 五四号	第〃 五三号	第〃 五二号	第〃 五一号	第〃 五〇号	第〃 四九号	第〃 四八号	第〃 四七号	第〃 四六号	第〃 四五号	第〃 四四号	第〃 四三号	
第二大山	新 豊	秀 山	ローマンデール ローヤルプリンス	ロザーフ テキサス ロザーフ ロマンデール	ロザーフ テキサス ロザーフ ロマンデール	ダイヤモンドジェ アイパンホー プリ ミネント	ポンドヘイブン アツプル シュー プ リム	ミンノ スカイラ インカドミネ ライク	ロツクウエイセ プター シヤンブリツク	ボンドヘイブン グアツプル クル セ ラー	ロングフィール イトン ウオー カー デ ビドン	シヤンブリツク アラデイン ホルスタ イ	野 草 九	桑 夏 九	富士寿恵六	桑 春 八
〃	〃	黒毛和種	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四四・三・一〇	四〇・八・三一	四〇・六・一〇	四四・九・一九	四三・一一・二二	四三・四・二四	四一・三・二六	四一・一・五	四〇・一〇・九	四〇・九・一三	四〇・三・一七	三八・一・二四	四四・二〇・二一	四四・八・二六	四四・五・一	四三・一一・九	
鳥取市国安	〃	米子市榎原	カナダ	東伯郡赤碕町	アメリカ	カナダ	北海道静内郡	東伯郡赤碕町	カナダ	北海道勇払郡	アメリカ	〃	東伯郡赤碕町	岡山真庭郡	東伯郡赤碕町	
第二気高	〃	第六吉花	ソニマ ロイヤル プリンス	ロザーフ サイ イション アール	オスボンデール アイパンホー	ソニリーテキサ スニュープリ ム	デイーンウオー スカイラーク ミンノ	シヤンブリツク アラデイン ロツクウエイ セプター	グレイベイユ クリスクロス	デイーンウオー スレイヴンベ ツ ス ミノ	レドクフィール ド フ フォン ド ホ ー ブ	野村十一	第七豊桑	新 愛	第七豊桑	
第二せいふく	ささたけ	り そ う	ローマンデール マキシム	ロナベリー サル デー ジー テキ	ラベリー ポ ー テ イ ア ダ ス テ イ	ポンドヘイブン センチュリア ン エ ス パ ー ク	インカフ ラ ウ ー カ ー ミ ソ ノ	プツクウエイ セプター カリ	プツシニー エン ダー メ	マダム ロング フ イ ー ル ド	パブ スト イ ン カ ダ ツ チ エ ス	たかみち四	あ き	ふじすえ	は る	
三級	二級	一級	〃	三級	〃	〃	〃	〃	〃	二級	一級	三級	二級	三級	〃	〃
船 原 典	野 口 宗 一 郎	西伯郡大山町 船 原 典	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	鳥取県種畜場	〃	〃	〃	〃	〃

第〃 七四号	第〃 七三号	第〃 七二号	第〃 七一号	第〃 七〇号	第〃 六九号	第〃 六八号	第〃 六七号	第〃 六六号	第〃 六五号	第〃 六四号	第〃 六三号	第〃 六二号	第〃 六一号	第〃 六〇号	第〃 五九号
昭 栄 一	伯 鵬	九五 アミー トラベル レデー スター 究一ニ	クニクライブ プリンセス 究一四三三	チャン チャー ジャー	イン ペラ	〇三五セフエン ジム シーザー 三	カリナ マーシャル 五三〇	〇一六七 ドラゴン カリスボー モレー 五	三七五 ミンク ベアラン ダー アシユステツド ス種	八 頭	美 保 錦	春 光	貞 行	隆 鵬	第三初菊
〃	黒毛和種	〃	〃	〃	ハンブ ンブシヤ	〃	大ヨ ークシヤ	〃	ス種	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四三・一・六	三七・四・一	四四・一〇・二〇	四四・三・一三	四三・二・二二	四三・二・九	四五・二・二二	四二・四・二五	四五・三・一六	四三・八・二四	四五・二・五	四三・六・八	四三・五・一八	四二・一・一〇	四二・二・一	四五・一・五
日野郡日南町	西伯郡西伯町	米子市両三柳	茨城県真壁郡	〃	アメリカ	米子市両三柳	オーストラリヤ	〃	米子市両三柳	八頭郡智頭町	米子市八幡	日野郡日南町	〃	西伯町	西伯郡名和町
吉 光	第十二栄光	エス エー ウィン ナー	ク ラ イ ブ	トラベル オン	ラ ッ シ ュ	サンデーグロ ー ジュリアス シーザ ー 六三五	オーク リンネ ファイールド マー シャル 三	五六 ワイ ンドメ アー ドラ ゴン アリエル	シン チ ャ ク	気 高	第 三 栄	吉 光	第十二栄光	伯 鵬	秀 山
し しょうえい	し げ る	テ ィ ー オ ー アミ ー	プ リ ン セ ス サス	ソ フ ト タツチ	ダ イ アン 一 二 四	セフエン ジム 八六	レスデール ナイズ モナ 一 四	トルブ ル ー ジ チヨール ス カリス ボー	ミンク ベアラン ダー ト 四 六	き ぬ こ	ぎ お ん	つばまさ三	あきさだ	み つ	いと の
二級	一級	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二級	三級	〃	〃	〃	二級	〃
安 部 貞 紀	西伯郡西伯町 前 谷 光 久	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	米子市両三柳 鳥取県中小家畜試験場	〃 外江町 蕨 内 輝 栄	境港市竹内町 山 本 賢	〃 横山 頼 介	米子市宗像 三 浦 時 義	〃 橋本 誠 之助	〃 森田 広 正

第〃 九一号	第〃 九〇号	第〃 八九号	第〃 八八号	第〃 八七号	第〃 八六号	第〃 八五号	第〃 八四号	第〃 八三号	第〃 八二号	第〃 八一号	第〃 八〇号	第〃 七九号	第〃 七八号	第〃 七七号	第〃 七六号	第〃 七五号
隆	清	大	国	裕	松	栄	第八十八栄光	第三栄	第六吉花	白	桃太	洋	大	生	五	南
昌	華	裕	隆	昌		昌				山	郎		山	田	月	高
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	黒毛和種	〃	〃	〃
四二・九・一五	四一・三・一	四五・三・八	四四・三・一	三九・一〇・六	四五・一・一三	四三・八・二二	四三・七・一七	四〇・三・六	三四・六・七	四五・四・一	四五・三・一六	四五・三・五	四四・二・一	四四・一・一	四四・五・一	四四・三・一四
〃	〃	日野郡日南町	八頭郡八東町	〃	〃	日野郡溝口町	西伯郡岸本町	米子市兼久	岡山県阿哲郡	西伯郡会見町	米子市泉	〃	西伯郡岸本町	〃	西伯郡名和町	岩美郡岩美町
溝口町				日野町												
裕	清	裕	第二気高	裕	吉	裕	第十二栄光	第六吉花	第二难波	政	隆	政	第三	政	第二十二栄光	気
昌	光	豊	高	豊	光	昌	光	花	波	光	鵬	光	栄	光	光	高
き	さつき	とくお	おくに	はつなみ	かおる	もみじ	ゆりひめ	かんしん	はなひら	たかひめ	とみを	ますゆき	さだみ	はるの	しげよ	第四うのこへい
え	二	お	三	一	三	〃	二	〃	一	〃	〃	〃	三	〃	〃	三級
〃	二級	〃	三級	一級	三級	〃	二級	〃	一級	〃	〃	〃	三級	〃	〃	〃
川	長	木	溝	西	長	〃	加	野	加	〃	〃	〃	西	〃	安	恩
上	江府町	島	水	村	尾	〃	川	口	岸本町	〃	〃	〃	安	〃	部	田
清	寛	泰	保五郎	幸	光	〃	潔	知	潔	〃	〃	〃	部	貞	貞	官
	史	洋	郎	治	重	〃	潔	明	潔	〃	〃	〃	貞	紀	紀	一

第一〇九号	第一〇八号	第一〇七号	第一〇六号	第一〇五号	第一〇四号	第一〇三号	第一〇二号	第一〇一号	第一〇〇号	第九九号	第九八号	第九七号	第九六号	第九五号	第九四号	第九三号	第九二号
豊	新田	土手	春日	日光	吉光	石田	伯王	裕勝	光晴	大光	谷	第三卯月	秀光	裕豊	稲田	花光	山本
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四四・一一・一一	四四・九・二八	四四・九・一五	四四・二・一三	四三・七・一二	四〇・二・一〇	四五・五・二三	四五・五・三	四五・三・八	四五・一・八	四五・一・二	四四・九・五	四三・八・一	四二・五・二	三七・六・八	四五・二・二〇	四四・二・六	四四・八・二五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
溝口町		日南町	江府町	溝口町			日南町	溝口町	江府町	日南町	日南町	溝口町	日南町	江府町	日野町		
裕	"	吉	第三十三東豊	吉	清	"	"	吉	栄	裕	吉	清	清	第三十三東豊	秀	吉	"
昌		光	光	光	光			光	山	豊	光	光	光	光	光	光	"
さつ	まんてん	えいせい	たになか	さかえ	とく三	たかね三	やよい	あきばれ	やさかえ一	みざくら	たに二	第五しんうづき	たなべ一	第三うづき	いなた	なかむら	はたなか
"	"	三級	"	二級	一級	"	"	"	"	"	三級	"	二級	一級	"	"	三級
長谷川日野町	谷	高平	藤森	"	山日南町	松木	大下	松本	"	"	"	大下	松本	大日野町	川上	山江府町	相見日南町
妙子	広幸	清孝	寿明		明一	勝美	勅雄	勝美				勅雄	勝美	勅雄	清	昌義	秋常

鳥取県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里浜二三四〇十一

二 保安林として指定された目的、

飛砂の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

鳥取県告示第五百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢東字浜田河原一三三八の一四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定に基づき、保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を八束町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破

二 朗

保安林の所在場所		分明である最後の森林所有者	
郡	町	大字	字
八頭	八束	奥野	ソラ山
			三六三
			鳥取市御弓町三九
			坂 本 義 隆

鳥取県告示第五百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第七十二条第一項の規定に基づき、次のとおり土地に立ち入るので、同法同条第二項ただし曾の規定により公告する。

昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 事業の名称

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業

二 施行者

鳥取県

三 立入りの目的

土地区画整理事業に係る測量及び建築物等の調査のため

四 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市東品治町、栄町、今町二丁目、永楽温泉町、末広温泉町及び吉

方の各一部

五 立ち入ろうとする期間

昭和四十六年六月二十三日から昭和四十七年三月三十一日まで

鳥取県告示第五百四十八号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(廢の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県農業試験場 鳥取市吉成六〇五」を「鳥取県農業試験場 鳥取市橋本二六〇」に改める。